

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について

公共施設等総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めていただいているところです。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平成 26 年 4 月 22 日策定(令和 4 年 4 月 1 日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、岡主査、倉下事務官
TEL：03-5253-5647

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
(令和 4 年 4 月 1 日改訂)
(令和 5 年 10 月 10 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30 年

程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

- (3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本

的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的

な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。また、個別施設計画の記載事項と

重複する内容については、当該個別施設計画における該当箇所（記載頁数等）を記載することで足りること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

四 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

六 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html) に掲載しているので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>) に掲載しているので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効

果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

-
- ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ⁱⁱ維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ⁱⁱⁱ改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ^vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vi}PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{vii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{viii}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。